

遊休農地を復旧して担い手にあっせん

【彦根市農業委員会】

【農業委員会の体制】

農業委員数 19名

農地利用最適化推進委員数 22名

1. 現状、課題・問題点

(1) 同市の遊休農地の現状 (R5年度)

遊休農地面積；47.13ha

(2) 遊休農地を国の事業を活用して解消

同市農業委員会の農地利用最適化活動を推進するグループのBブロック（河瀬・亀山エリア、委員16名）では「遊休農地解消緊急対策事業」を活用して、少しでも遊休農地を解消しようと協議。遊休農地を耕作できる状態に復旧すれば耕作者が見込めるA地区とB地区の遊休農地を選定。

(3) 解消した遊休農地の現状

A地区の遊休農地は、所有者が1筆・1,523㎡の農地の一部（379㎡）を嵩上げて畑として利用してきたが、高齢により耕作が不能となり約10年間放置されてきた遊休農地。B地区の遊休農地は所有者が入院し、1年間放置された遊休農地（900㎡）。



解消後



3. 活動の成果

A地区の遊休農地は、サービス事業体が排水口を付け替え、水稻が直播きされ、B地区の遊休農地は集落営農法人が大豆を生産。再度遊休化される心配は無くなった。

2. 課題解決に向けた活動

(1) 遊休農地の復旧後の耕作予定者との交渉

A地区の畑地として利用されてきた遊休農地以外の部分は、サービス事業体が耕作していたことから、Bグループ長だった農業委員が「遊休農地を解消すれば国の支援もあるし、不整形な農地が整形され、耕作条件が良くなる」と、遊休農地の復旧作業と耕作を依頼。サービス事業体は復旧に消極的だったが、同委員がその後も交渉を続け「復旧作業をしてもらえるなら、均平作業をして耕作は引き受ける」と耕作の約束を取り付けた。

B地区の遊休農地の隣接農地は隣接地区の集落営農法人が耕作していた畔を除去すれたため、畦ば大型機械の操作もしやすい面積・形状となると判断し「農業委員会で復旧するから耕作してもらえないか」と同農業委員が声かけ。しかし、遊休農地所有者が組合員外であることから断られたため、B地区の集落営農法人に復旧後の耕作を依頼したところ、了解が得られた。

(2) 委員がボランティアで遊休農地を復旧

A地区の遊休農地の復旧は令和5年11月に実施。Bブロックの委員で草刈りをし、低木は伐採し粉碎機でチップ化して耕土にまぜた。また、重機で抜根するなど、延べ30人日（10人×3日）費やして耕作できるよう復旧した。B地区は令和6年2月にBブロックの委員が草刈りをし、トラクターで3回耕起し、遊休農地を復旧した。